

足利市競争入札参加者指名停止要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市における契約事務の適正な執行を確保するため、入札参加有資格者として登録している者（共同企業体を含む。以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指名停止の措置要件、期間及び対象地域)

第2条 有資格業者の指名を停止する場合の措置要件、期間及び対象地域は、別表のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 前項に該当する措置要件の確認は、原則として主要報道機関により報道された記事によるものとする。ただし、栃木県内で発生した措置要件で、公共的機関により確認し得る場合は、この限りでない。

3 別表第20項から第24項までの暴力団関係者を事由として指名停止を行うときは、あらかじめ足利警察署及び他の官庁の意見を聴くものとする。

4 指名停止の始期は、当該措置の決定があった日の翌日とする。ただし、あらかじめ指名保留とする措置を行った場合は、この限りでない。

(指名停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもって指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍の期間とする。

(1) 別表各項のいずれかの措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表いずれかの措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第9項から第15項までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ別表第9項から第15項までの要件に該当することとなったとき。

3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認められるときは、指名停止の期間を2分の1まで短縮し、又は指名停止を行わないことができる。

4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長するこ

とができる。

5 指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認められたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第3条の2 第2条第1項の規定により別表各項に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合(第3条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。)には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

(1) 談合情報を得た場合、又は本市の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第12項第1号、第13項及び第14項に該当したとき。

それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間

(2) 別表第12項から第15項までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)

それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第12項又は第13項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前2号に掲げる場合を除く。)

それぞれ当該各項に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又は

あったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第12項又は第13項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

- (5) 本市又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第14項又は第15項に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）。

それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

- 2 別表第12項又は第13項に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までのいずれかの規定の適用があり、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該規定の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、当該規定の適用がある場合における指名停止の期間が別表第12項又は第13項の規定による指名停止の期間の短期を下回る場合には、第3条第3項の規定を適用する。

（下請負人に関する指名停止）

- 第4条 第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め指名停止を併せて行うものとする。

（共同企業体に関する指名停止）

- 第5条 第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せて行うものとする。

- 2 第2条第1項、第4条又は前項の規定による指名停止に係る構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名の取消）

- 第6条 指名停止又は指名保留の措置がなされた有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

（一般競争入札参加資格の制限）

- 第7条 一般競争入札に付そうとするときは、指名停止の期間中の者にその入札

参加の資格を与えてはならない。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 随意契約の方法により契約を行おうとするときは、指名停止の期間中の者をその相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事等、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 工事の施工に当たっては、指名停止の期間中の者が下請負人となることを承認してはならない。

(報告)

第10条 課長等は、その所管事業の執行に当たり、有資格業者が別表に定める措置要件のいずれかに該当する事実を知ったときは、速やかに「事故等発生報告書」(別記様式第1号)を作成し、総務部長を経て市長に報告しなければならない。

(指名停止期間の変更)

第11条 第3条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により指名停止を解除する場合については、前条に準じて行うものとする。

(指名停止の審査)

第12条 市長は、前2条の規定による報告を受けたときは、足利市入札参加者等選考委員会に指名停止(期間の変更又は解除を含む。次条において同じ。)についての審査をさせるものとする。

(決定)

第13条 市長は、前条の規定による審査を経て指名停止等の措置を決定するものとする。ただし、指名停止等を決定するまでの間、市長が必要と認めた場合は指名保留の措置を行うことができる。

2 市長は、前項の審査結果について必要があると認めるときは、再審査に付することができる。

(通知)

第14条 市長は、前条第1項の規定により指名停止等の措置を決定したときは「指名停止通知書」(別記様式第2号(その1)又は別記様式第2号(その2))により、指名停止の期間の変更をしたときは「指名停止期間変更通知書」(別記様式第3号)により、指名停止の解除をしたときは「指名停止解除通知書」(別記様式第4号)によりそれぞれ当該有資格業者に対して遅滞なく通知するものとする。

2 総務部長は、前条第1項の規定により通知するときは「工事事故等の措置について」（別記様式第5号）により、関係部長等に対して遅滞なく通知するものとする。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第15条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（その他）

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から実施する。
- 2 足利市建設工事請負業者指名停止基準（平成3年2月1日適用）は廃止する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年2月22日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年1月10日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和3年4月19日から実施する。